

写

事務連絡
令和5年2月8日

一般社団法人全国配置薬協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」の改正について

標記について、別添のとおり各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長あてに通知しましたので、貴会会員に対して周知いただきますよう御協力をお願いします。